

松寿会病院
指定介護療養型施設
運営規程

松寿会病院指定介護療養型施設の運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 医療法人社団松寿会が開設する松寿会病院の指定介護療養型施設(以下「施設」という)が行う指定介護療養型施設サービス(以下「サービス」という)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従事者が、長期にわたる療養を必要とする要介護者(以下「入院患者様」という)に対し、適正なサービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行う事により、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるようにするものでなければならない。

- 一. 入院患者様の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場にたつてサービスの提供に努める。
- 二. 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、区市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設その他の保険医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一. 名称:医療法人社団松寿会 松寿会病院
- 二. 所在地:〒134-0083 東京都江戸川区中葛西5丁目33番15号

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

病院長:1人

常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従業者の管理、業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。

医師:3人以上

入院患者様に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

看護職員:15人以上

入院患者様に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

介護職員:23人以上

入院患者様の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

介護支援専門員:1人以上

施設サービス計画の作成等を行う。

薬剤師:1人以上

調剤及び入院患者様に対する服薬指導を行う

管理栄養士:1人以上

食事の献立作成、栄養計算、入院患者に対する栄養マネジメント等を行う。

理学療法士:1人以上

放射線科職員:1人以上

放射線検査を行う。

事務員:1人以上

必要な事務を行う。

外来診療職員(看護師):1人以上

第3章 入院定数

(入院定員)

第5条 施設入院の定員は、90人とする。

(定員の順守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入院定員及び居室の定員を超えて入院させない。

第4章 入院患者様に対する施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、あらかじめ、患者又はその家族に対して、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退院)

第8条 長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、サービスを提供する。

- ① 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- ② 患者様の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供する事が困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- ③ 患者様の入院に際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- ④ 医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には、患者に対し、退院を指示する。
- ⑤ 患者様の退院に際しては、その者又はそのご家族に対し、適切な指導を行うとともに

に、退院後の主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係わる援助)

第9条 入院の際に要介護認定を受けていない患者様については、要介護認定の申請が既に行なわれているか否かを確認し、申請が行なわれていない場合には、患者様の意思を踏まえて、速やかに申請が行なわれるように援助する。

(施設サービス計画の作成)

第10条 施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 一. 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という)は、入院患者様の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入院患者様の自立を支援する上での課題を把握する。
- 二. 計画担当介護支援専門員は、入院患者様やご家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の従業者と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。
- 三. 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入院患者様及びご家族に説明し、同意を得る。
- 四. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行なう。

(サービスの取り扱い方針)

第11条 入院患者様の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。

- 一. サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漠然かつ画一的なものとならないよう考慮して行う。
- 二. 従業者は、サービスの提供に当たって、入院患者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
- 三. 入院患者様本人または他の入院患者様等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者様の行動を制限する行為を行わない。
- 四. サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(診療の方針)

第12条 医師は、次に掲げる事によるほか、別に厚生労働大臣が定める基準による診療を行うものとする。

- 一. 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。

- 二. 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者様の心身の状況を観察し、要介護者様の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をあげることができるよう適切な指導を行う。
- 三. 常に入院患者様の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者様又はそのご家族に対し、適切な指導を行う。
- 四. 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして妥当適切に行う。
- 五. 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生大臣が定めるもののほか行なわない。
- 六. 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者様に施用し、又は処方しない。ただし、薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第7項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。

(機能訓練)

第13条 病院は、入院患者様の心身の諸機能維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行う。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第14条 看護及び医学的管理の下における介護は、次に掲げるところによるほか、入院患者様の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入院患者様の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。

- 一. 1週間に2回以上、適切な方法により、入院患者様を入浴させ、又清拭する。
- 二. 入院患者様の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 三. おむつを使用せざるを得ない入院患者様のオムツを適切に取り替える。
- 五. 入院患者様に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- 六. 入院患者様の負担により、当該施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせない。

(食事の提供)

第15条 入院患者様の食事は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温にて提供する。

- 一. 食事の時間はおおむね以下の通りにする。
 - (ア) 朝食 午前8時～
 - (イ) 昼食 正午～
 - (ウ) 夕食 午後6時～

(その他のサービスの提供)

第16条 施設は適宜入院患者様のためのレクリエーション行事を行うよう努める。

- 一、施設は、常に入院患者様の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料等の受領)

第17条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。

- 一、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入院患者様から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 二、前項のほか、厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者様のご希望する特別室料の費用別紙 1-1 を同意書作成の上徴収する。
- 三、各サービス費の額は、別紙 1-1 別紙 1-2 の通りとする。
- 四、上記の他、施設の定める「居住費」「食事費」に関する利用料金及び負担額も同様に別紙 1-2 の通りとする。
- 五、サービスの提供に当たって、入院患者様又はそのご家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入院患者様の同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第18条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合には、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を患者様に交付する。

第5章 施設の利用にあたっての留意事項(患者様およびご家族の皆様)

(日課の励行)

第19条 医師、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第20条 外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより担当医に届出る。

(衛生保持)

第21条 施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第22条 施設内で次の行為をしてはならない。

- 一、宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

- 二. けんか、口論などで他の入院患者に迷惑を及ぼす事。
- 三. 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する事。
- 四. 指定した場所以外で火気を用いる事。
- 五. 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第23条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

- 一. 非常災害に備え、少なくとも1年に2回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第24条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 一. 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退院の記録の記載)

第25条 入院に際して、入院年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。又、退院に際しては被保険者証に記載すると同時に、退院証明書を発行する。

(入院患者様に関する区市町村への通知)

第26条 次の各号のいずれかに該当する場合には、遅延なく意見を付してその旨を区市町村に通知する。

- 一. サービス利用の必要がなくなつたと認められるにもかかわらず退院しないとき。
- 二. 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 三. 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保)

第27条 適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 一. 施設の従業者によってサービスを提供する。但し、入院患者様の処遇に直接影響をおよぼさない業務については、この限りではない。
- 二. 従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設ける。
 - ・採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ・継続研修 年3回

(衛生管理等)

第28条 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適性に行う。

- 一. 感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じる。

(掲示)

第29条 施設内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第30条 施設の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入院患者又はそのご家族の秘密を漏らさない。

- 一. 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入院患者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 二. 居宅介護支援事業者に対して、入院患者様に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入院患者様の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第31条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの代償として、金品のその他の財産上の利益を供与しない。

- 一. 居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退院患者様を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第32条 入院患者様やご家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 一. 提供するサービスに関して、区市町村からの文書の提出・掲示の求め、又は区市町村職員からの質問・照会に応じ、苦情に関する調査に協力する。区市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 二. サービスに関する苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は、助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第33条 運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第34条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに区市町村、ご家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

- 一、 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第35条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第36条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 一、 入院患者様に対するサービスの提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他の事項)

第37条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団松寿会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月1日より施行する。

平成25年7月1日 職員人数等変更(放射線・事務員・外来診察)、特別室料変更、
章条誤り修正などを含む体裁変更

平成25年10月1日 別紙1-2 歯科治療記載追加

平成25年10月1日 別紙1-2 口腔機能維持管理体制加算記載追加

平成26年4月1日 診療報酬改定・消費税変更に伴う費用改訂、個室変更

平成27年4月1日 診療報酬改定に伴う費用等改訂

平成27年5月1日 施設サービス費変更に伴う費用等改訂(4月1日に遡り変更)

平成28年2月1日 病室定員用途変更及びそれに伴う室料差額変更

平成29年5月1日 施設サービス費変更に伴う費用等改訂(4月1日に遡り変更)

当院では、患者様のご希望に応じて特別室 1 人部屋 2 人部屋をご用意しております。保険外負担となりますので別途特別室料をご負担いただきます。ご希望の患者様はお申し付けください。

合計 27 床 / 90 床中

No	フロア	部屋番号	人数	室料差額
1	2 階	210号	2床	2,700 円
2		211号	個室	2,700 円
3	3 階	306号	2床	2,700 円
4		307号	2床	2,700 円
5	4 階	406号	2床	2,700 円
6		407号	2床	3,240 円
7	5 階	501号	2床	4,320 円
8		502号	個室	6,480 円
9		503号	個室	6,480 円
10		505号	2床	3,240 円
11		506号	個室	6,480 円
12		507号	個室	6,480 円
13		508号	個室	6,480 円
14		510号	個室	6,480 円
15		511号	個室	6,480 円
16		512号	個室	6,480 円
17		513号	個室	6,480 円
18		515号	個室	6,480 円
19		516号	個室	6,480 円
20		517号	個室	6,480 円

なお、ご不明の点については受付・会計窓口にてお問い合わせください。

医療法人社団松寿会 松寿会病院 院長

- ① 入院患者6人に1人の看護職員、入院患者4人に1人の介護職員を配置(療養型介護療養施設サービスⅠ療養環境減算Ⅰの基準)しています。夜間も複数の看護要員が病棟にあります。
- ② 医師の診察、看護・介護、検査、投薬、注射、処置の一部は、基本的なサービスとして提供します。この場合は、要介護度及び、個室・多床室に応じて1日当たり次の費用がかかります。(2階病棟施設サービス費・夜勤Ⅳ・環境減算)(4階病棟施設サービス費・夜勤Ⅲ・環境減算)サービス提供強化加算(Ⅲ)2階病棟・4階病棟届出

・2階病棟

療養型介護療養施設サービスⅠ・ii(個室) 療養型介護療養施設サービスⅠ・v(多床室)

要介護1	651単位(患者負担710円)	要介護1	760単位(患者負担828円)
要介護2	759単位(患者負担827円)	要介護2	868単位(患者負担946円)
要介護3	992単位(患者負担1081円)	要介護3	1101単位(患者負担1200円)
要介護4	1091単位(患者負担1189円)	要介護4	1200単位(患者負担1308円)
要介護5	1180単位(患者負担1286円)	要介護5	1289単位(患者負担1405円)

・4階病棟

療養型介護療養施設サービスⅠ・ii(個室) 療養型介護療養施設サービスⅠ・v(多床室)

要介護1	658単位(患者負担717円)	要介護1	767単位(患者負担836円)
要介護2	766単位(患者負担835円)	要介護2	875単位(患者負担954円)
要介護3	999単位(患者負担1089円)	要介護3	1108単位(患者負担1208円)
要介護4	1098単位(患者負担1197円)	要介護4	1207単位(患者負担1316円)
要介護5	1187単位(患者負担1294円)	要介護5	1296単位(患者負担1413円)

※上記サービス費に平成30年度まで「介護職員処遇改善加算」として2.6%を加算となります。

また、上記サービス費は平成29年4月1日にさかのぼって適用されます。

- ③ 入院時の居住費及び食事費として、上記以外に1日当たり段階別の費用がかかります。当院は、食事費に関して管理栄養士による管理、栄養ケアを基準に基づいて提供しています。

(食費) (個室 居住費) (多床室 居住費)

利用者負担	第1段階	300円	490円	0円
	第2段階	390円	490円	370円
	第3段階	650円	1310円	370円
	第4段階	2036円	2036円	1008円

- ④ リハビリテーション、複雑な処置、手術、医療上の指導などについては、別に費用がかかります。この場合、介護保険で1割または2割負担になるものと、医療保険を利用して実施し、医療保険の1部負担がかかるものがあります。食事管理については管理栄養士を配置し、患者様ごとに栄養ケア計画に従い栄養管理を行っております。費用については 栄養マネジメント加算 14単位 1日15円。「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」にもとづき口腔衛生管理を行っております。費用は口腔衛生管理体制加算 30単位 1ヶ月32円。
- ⑤ 患者様の入院生活を快適におくって頂くとともに、ご家族の負担を軽減するため「タオル・寝巻」をレ

ンタルでご利用できます。寝巻及びタオル類レンタルのご案内(別紙レンタルのご案内参照)

委託先 株式会社 柴橋商会 医療関連サービスマーク認定番号 C(3)-9607140065

横浜市神奈川区鶴屋町 2-11-5 TEL 045-312-5700

⑥ 個室及び2人部屋ご希望の患者様は別途部屋代がかかります。(別紙参照 1-1)(特別療養環境室(差額ベッド)入室申込書)

⑦ 病室におけるテレビは、患者様のご利用に応じて2タイプご用意しております。

1. テレビカード方式

テレビは無料で貸出設置し、テレビカードにてご覧いただけます。(1枚1000円600分、販売機2階に設置)

2. テレビレンタルサービス方式

レンタル申込をされた患者様は、日額 216 円(税込)にてレンタル期間常時ご覧いただけます。(テレビレンタルサービス申込書)

⑧ 歯科治療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や治療を受けることができます。

(但し、下記医療機関での優先的な診療・治療を保証するものではありません。

また、下記医療機関での診療・治療を義務づけるものでもありません。)

要介護者等を対象とした歯科治療(週一回)

医療費等は患者様の自己負担。

医療機関の名称	医療法人社団 清慈会 向島パーク歯科クリニック
所在地	東京都墨田区東向島 4-34-5

以上